

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課御中

と畜場法施行規則、BSE特別措置法施行規則、食品・添加物等の規格基準の改正に対する意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長 野々山 理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい社会をつくりたい」を理念に、約43万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)のくらしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

BSEについては、牛の体内での伝播課程が十分に解明されているとは言えず、ごく微量でも感染の可能性があることから、慎重に対応しなければならないと考えます。今般検討されている管理措置の緩和は、国民の健康に危害を及ぼす可能性があると考え、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

(1) 頭部の皮は食品に使用しないでください

牛の皮にプリオン(異常プリオン蛋白)が蓄積しないことは、神経組織と免疫組織に発現するプリオン蛋白の性質から妥当な判断と考えられます。しかし頭部の処理方法によってプリオンの蓄積する脳及び中枢神経組織等による汚染が起きる可能性があり、皮が汚染されないように頭部の剥皮が行なわれることが完全に担保されない限り、頭部の皮は食品に用いるべきではないと考えます。

(2) 頭部の皮を原料とする食品の輸入に反対します

海外では上記の汚染防止対策の遵守に関する確認が困難なことから、頭部の皮を原料とするゼラチン・コラーゲン等の食品のBSE発生国からの輸入には反対します。

(3) 牛骨を原料とする食品の輸入に反対します

経口摂取されたプリオンの組織への移行、増殖、蓄積に関しては、十分な知見があるとは言えません。非定型BSEに関しては、なお不明な点が多いのが現状です。30ヶ月齢以下であっても背根神経節にプリオンが蓄積されている可能性が排除できません。確実に全月齢の脊柱及び頭骨が除去できる場合を除いて、牛骨を原料とするゼラチン・コラーゲン・ビーフエキス・カルシウム等の食品のBSE発生国からの輸入には反対します。

以上